

少年法の適用年齢に関する論点について

読売新聞論説委員 大沢陽一郎

- 18、19歳を社会はどう見ているか
成人年齢に関する読売新聞の全国世論調査（昨年8～9月）
民法の成人年齢を18歳に引き下げることにについて
「賛成」46% 「反対」53%
「反対」の理由（複数回答）では以下の順に多い
大人としての自覚を持つとは思えない 62%
経済的に自立していない人が多い 56%
精神的に未熟 43%
「反対」は、20歳代、30歳代、40歳代が多い
20歳代 66% 30歳代 59% 40歳代 57%
- 少年非行・犯罪状況の受け止め
少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることにについて
「賛成」88% 「反対」11%
男女、年齢別とも、ほぼ同じ傾向
少年事件に対しては、読者から厳しい意見が寄せられることが多い
- 現行の少年審判や処遇について
 - ・少年鑑別所の技官や家裁調査官により、個々の少年ごとに調査
 - ・審判不開始や不処分でも、少年や保護者に働きかけ
 - ・少年院、少年刑務所における矯正教育
 - ・保護司の努力と保護観察の限界
- 少年法の適用年齢引き下げについて
 - ・選挙権年齢に続き、民法の成人年齢を18歳に引き下げるのであれば少年法の適用年齢の引き下げを検討するのは自然
 - ・一方で、18、19歳が現行の様々な働きかけを受けられなくなる問題
この年齢層（あるいは若年者を含む）に更生を促す手当ては必要
 - ・特別な制度を検討する際には、再犯抑止の観点を重視すべき
現在有効に機能している仕組みを極力生かし、関係機関が連携する形で
- 少年法61条（推知報道の禁止）について
 - ・新聞報道は実名が原則
 - ・その上で、法の趣旨を尊重するとともに、個別事例ごとに慎重に判断
 - ・一方、ネット上では、顔写真や実名が氾濫している状況